

下水道法等の一部を改正する法律について

●下水道法等の一部を改正する法律（令和8年法律第65号）

背景・必要性

- 令和7年1月に埼玉県八潮市で老朽化した下水道管の破損に起因する大規模な道路陥没事故が発生。施設の老朽化、職員数の減少等を受け、下水道の事業環境は厳しさを増している状況。
 - 下水道管路をはじめとする道路下の埋設物について適切な維持管理が必要。
- ⇒ 強靱で持続可能な下水道の実現に向けた維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通を確保するための措置を講ずる必要。



埼玉県八潮市の事故現場（令和7年1月31日）

法案の概要

1. 安全性確保を最優先する下水道マネジメントの確立

① 確実な老朽化状況の把握【下水道法】

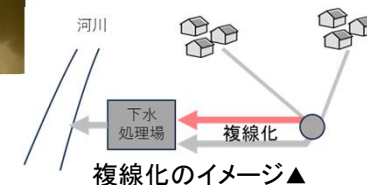
- 老朽化に伴う管路の安全性（状態と対策の要否）を評価する診断の基準を法制化
- 下水道管理者は診断結果等の維持管理の状況を公表 ※併せて、政令等で定める点検の頻度・方法の基準を見直し

② 下水道の戦略的な再構築【下水道法】

- 下水道の構造について、点検・修繕・改築や災害・事故時の応急措置の容易性（複線化等）を考慮すべきことを原則化
- 下水道管理者は施設の計画的な改築を実施、収支見通しを公表



◀ドローンを活用した点検・診断のイメージ



③ 道路管理者との連携強化【下水道法】【道路法】

- 下水道の点検に関して道路管理者の協力が必要な事項を下水道の事業計画に位置づけ

▼路面下空洞調査の実施例



（空洞探査車による調査）



（貫入試験による調査）

2. 道路地下空間の安全性確保

① 道路占有者と道路管理者の連携強化【道路法】

- 道路占有者と道路管理者との間で「占有物件等維持修繕協定」を締結し、道路や占有物件の点検や修繕等を連携して行うことができる制度を創設 ※道路占有者：道路管理者の許可を受けて施設等を設置し、道路空間を継続使用する者（下水道管理者等）

② 占用許可制度の見直し【道路法】

- 占用許可申請書の記載事項に占有物件の維持管理に関する事項を追加
- 道路の地下に埋設する占有物件の工事完了時の届出（竣工図等の提出）を義務付け

3. 下水道マネジメントを支える基盤の強化

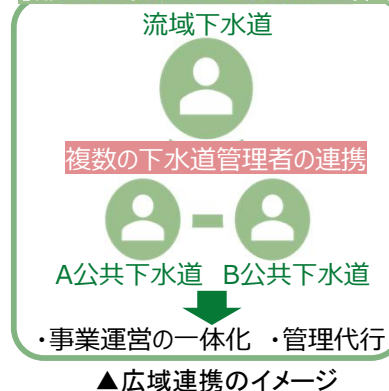
① 下水道の基盤強化・広域連携の推進【下水道法】

- 法律の目的に「下水道の基盤の強化」を明示するとともに、国の基本方針を創設
- 複数の下水道管理者の連携を推進するため、都道府県が広域連携推進計画を策定する制度を創設
- （本来は市町村が管理する）公共下水道を都道府県（都道府県加入の一部事務組合等を含む）が管理できる特例や、管理者間の協議により点検・修繕・改築を他の自治体が代行できる制度を創設
- 災害・事故時における都道府県による公共下水道の復旧工事の代行制度を創設するとともに、災害時の関係者連携の責務を明確化
- 改築資金を含む下水道使用料の算定の考え方を明確化

② 下水道区域の見直し【下水道法】

- 人口減少を踏まえた下水道区域の見直し（集合処理から個別処理への転換）に必要な規定の整備

【都道府県】広域連携推進計画



【施行期日】 公布の日から6月以内施行

道路占有者と道路管理者の連携強化(R8改正)

- 道路の地下空間の安全性を確保するためには、**道路占有者と道路管理者が連携**し、道路や占有物件を**適切かつ効率的に維持・修繕**していくことが重要。

下水道管理者と道路管理者の連携

下水道の点検に関し**道路管理者の協力が必要な事項**を
下水道の事業計画に記載することができる制度を創設
(記載にあたっては道路管理者への協議か、法定協議会※
での協議が必要)

※ 道路管理者や道路占有者等で構成

路面下空洞調査の共同実施や**地盤情報の提供**等、
下水道管理者の点検に道路管理者が協力



法定協議会の例（地下占有物等連絡会議）

占有物件等維持修繕協定

道路占有者と道路管理者が「**占有物件等維持修繕協定**」
を締結できる制度を創設

道路や占有物件の維持・修繕に関する**費用負担**について、
道路法上の規定に関わらず取り決めること等が可能に



路面下空洞調査

占用許可制度の見直し(R8改正)

- 道路地下空間の安全性を確保するためには、道路管理者と道路占用者が連携して**占用物件の点検計画を確認**すること等により、より適切な維持管理を図ることが重要。
- 埼玉県八潮市における道路陥没事故では、**地下占用物件の位置情報の正確性**が課題に。占用物件の位置情報等の**地下空間情報のデジタル化・統合化**を早期に進めることが必要。

占用物件の維持管理に関する事項の報告

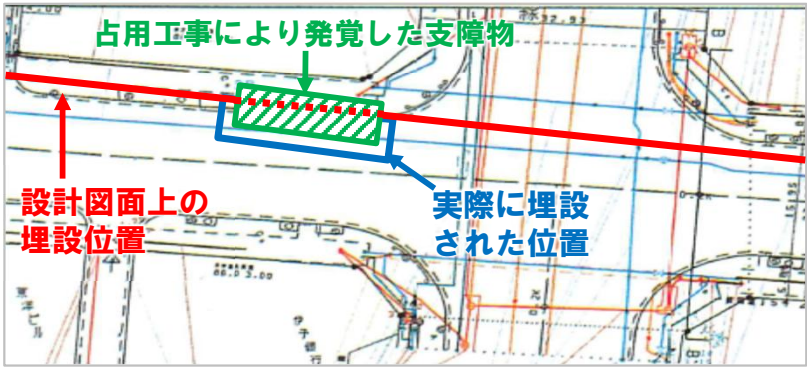
電柱、電線、水道管、下水道管、ガス管等の占用許可申請書の記載事項に**占用物件の維持管理に関する事項**を追加

➤ 道路管理者が**占用物件の点検計画**を把握可能に

竣工図等の提出

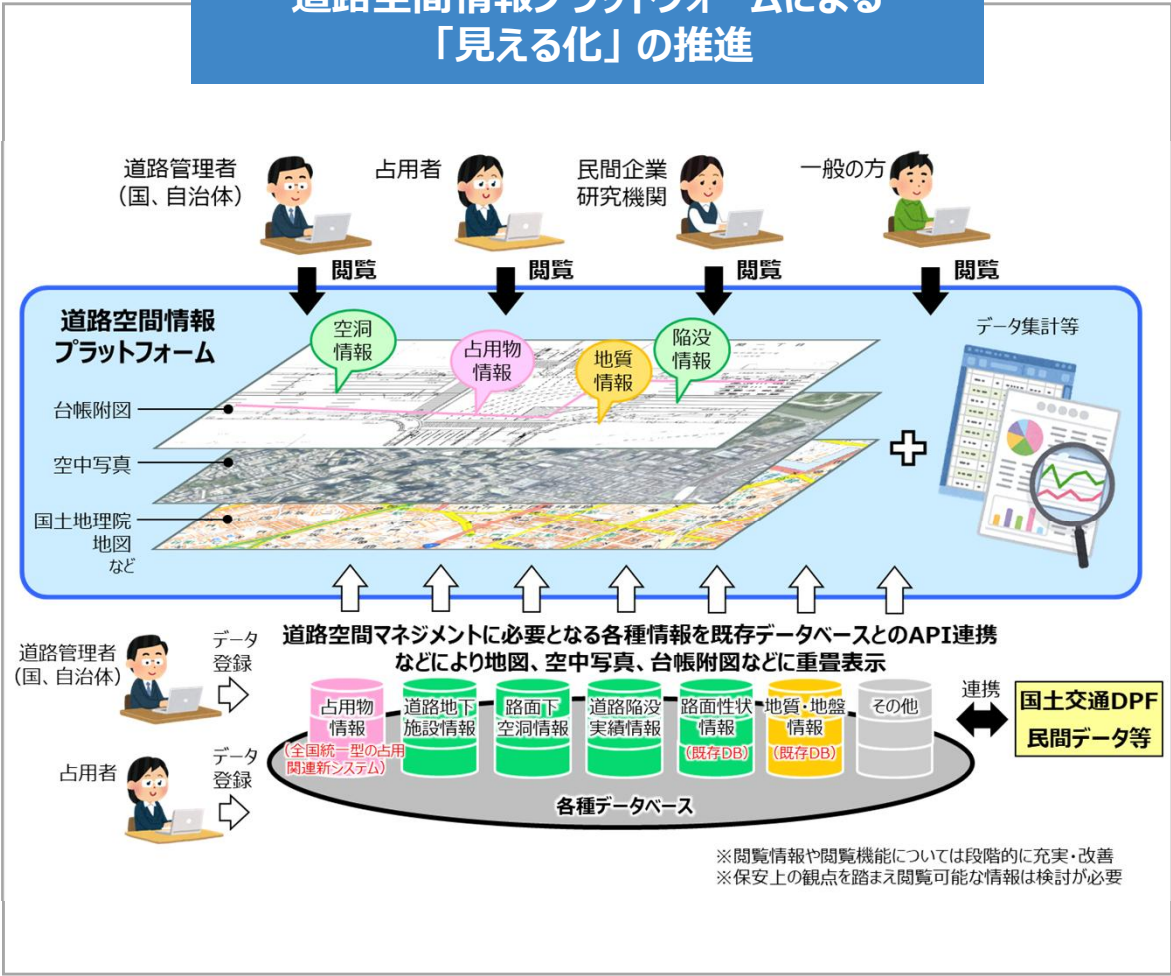
道路の地下に埋設する占用物件について工事完了時の届出（**竣工図等の提出**）を義務付け

➤ 道路管理者が**正確な位置情報**を把握可能に



支障物により埋設位置を変更した場合のイメージ

道路空間情報プラットフォームによる「見える化」の推進



※閲覧情報や閲覧機能については段階的に充実・改善
※保安上の観点を踏まえ閲覧可能な情報は検討が必要